

愛知県結核対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 愛知県感染症予防計画に基づく愛知県結核対策プランの推進に向けた意見を得るとともに、行政機関、医療機関、関係団体等が円滑かつ効果的に施策実施や医療提供していくための連絡調整を行い、愛知県における結核対策の総合的な推進を図ることを目的として、愛知県結核対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は主に次の事項について所掌する。

- (1) 愛知県結核対策プランの推進状況の評価に関すること
- (2) 愛知県結核対策プランの推進に必要な施策や医療に関すること
- (3) その他愛知県における結核対策の総合的な推進に関すること

(会議の開催)

第3条 推進会議は、愛知県保健医療局長が次に掲げる者（以下、「構成員」という。）を招集することにより開催する。なお、愛知県保健医療局長は、議題によって関係者の出席を求めることができる。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 結核病床を有する医療機関の代表者
- (3) 公益財団法人結核予防会愛知支部の代表者
- (4) 公衆衛生関係団体の役員
- (5) 名古屋市健康福祉局の代表者
- (6) 中核市保健所の長
- (7) その他必要と認める者

(会議の議長)

第4条 推進会議の議長は、会議の開催の都度、構成員の互選により決定する。

(会議等の公開)

第5条 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19条）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

- 2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。
- 3 会議録の内容については会議の議長の確認を得るものとする。
- 4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、愛知県保健医療局感染症対策課におく。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、愛知県保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。